

鳥羽志勢だより

11月1日発行
2018(平成30)年

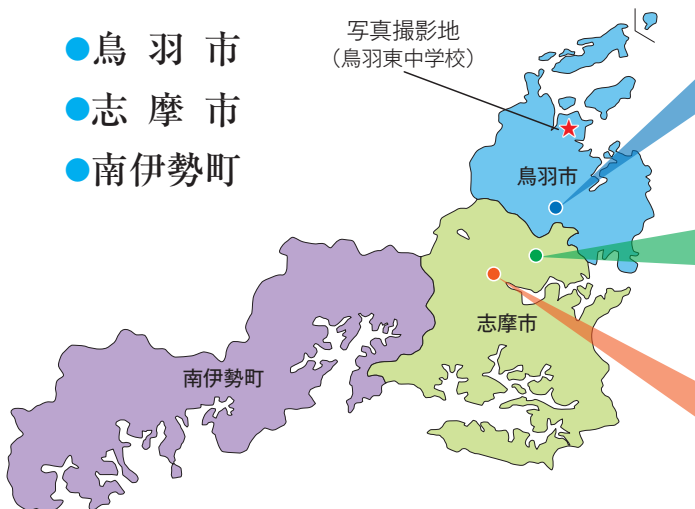


渡りをする蝶、アサギマダラ（鳥羽東中学校校庭にて）

鳥羽志勢広域連合

- 鳥羽市
- 志摩市
- 南伊勢町

写真撮影地
(鳥羽東中学校)



鳥羽志勢クリーンセンター

〒517-0043
三重県鳥羽市白木町247番地10

【衛生課】TEL 0599-25-9850 FAX 0599-25-9851



やまだエコセンター

〒517-0203
三重県志摩市磯部町山田800番地

【環境課】TEL 0599-56-0530 FAX 0599-56-0531



事務所

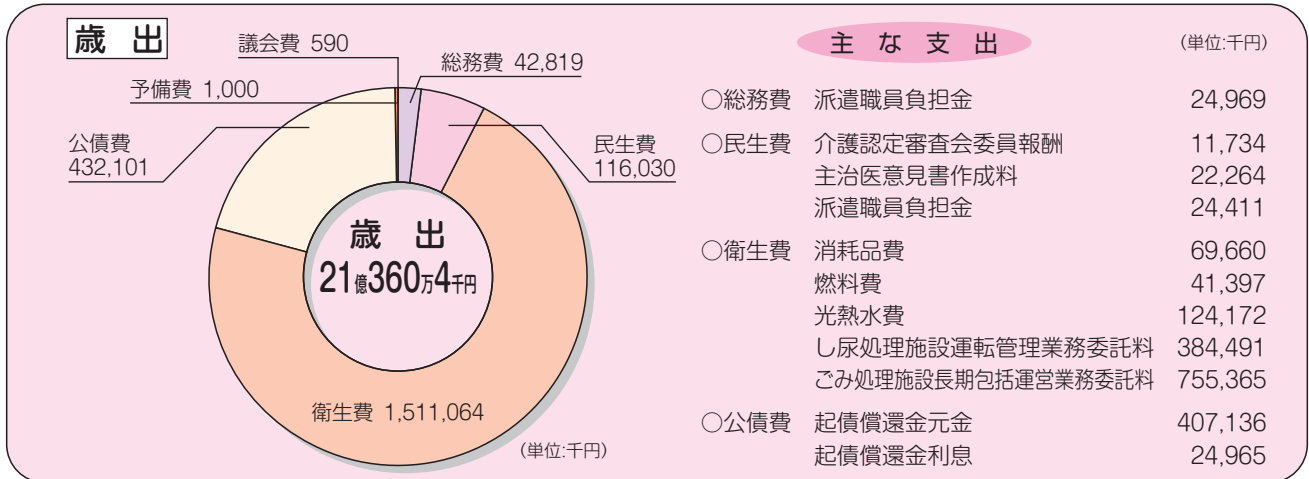
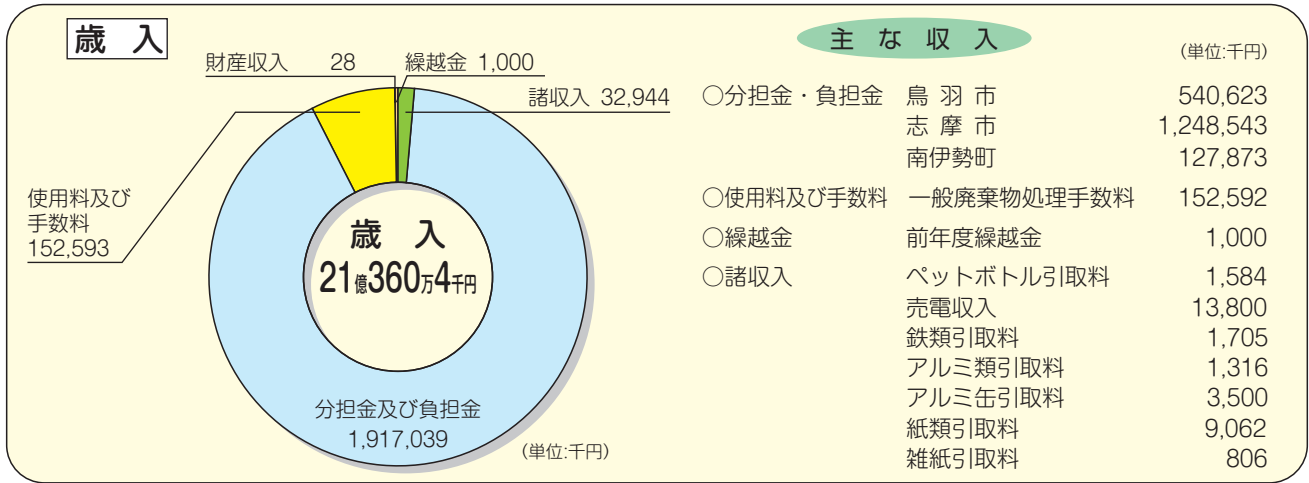
〒517-0214
三重県志摩市磯部町迫間22番地

【総務課】TEL 0599-56-1030 FAX 0599-56-1023

【介護保険課】TEL 0599-56-1050 FAX 0599-56-1022

平成 30 年度当初予算

平成 30 年度当初予算の状況については次のとおりです。



平成 29 年度鳥羽志勢広域連合人事行政の運営等の状況の報告

人事行政の運営等の状況について、鳥羽志勢広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び地方公務員法に基づき、平成 29 年度の状況を報告します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

広域連合の職員は、連合職員と構成市町からの派遣職員で構成されています。

区分	総務課	介護保険課	環境課	衛生課	合計
職員数	5 人	5 人	3 人	7 人	20 人

※職員数には議会、監査委員、選挙管理委員会を含む。また、臨時的任用職員及び嘱託職員を除く。

種別	連合職員	派遣職員			合計
		志摩市	鳥羽市	南伊勢町	
職員数	9 人	8 人	2 人	1 人	20 人

2 職員の人事評価の状況

平成 29 年度は連合職員 (9 名) を対象に、地方公務員法第 23 条の 2 第 1 項に基づく人事評価を実施しました。また、派遣職員については、派遣元の人事評価制度に基づき実施しました。

3 職員の給与の状況

①構成市町から派遣されている職員の給与は、一部の手当 (時間外勤務手当等) を除き派遣元から直接支給され、相当額を広域連合から負担金として派遣元へ支払われています。

② 連合職員の給与費の状況

職員数(A)	給 与 費				1人当たり 給与費(B/A)
	給 料	手 当	一 時 金	計(B)	
9 人	26,283 千円	3,422 千円	10,140 千円	39,846 千円	4,427 千円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間		休 憩 時 間	休 日
始業時間	終業時間		
8 時 30 分	17 時 15 分	12 時 00 分～13 時 00 分	土曜日・日曜日・祝日・12 月 29 日～1 月 3 日

5 職員の休業に関する状況

休業取得者はありません。

6 職員の分限及び懲戒処分等の状況

分限処分者及び懲戒処分者はありません。

7 職員のサービスの状況（広域連合職員の年次有給休暇の取得状況）

平均取得日数	11.6 日
--------	--------

8 職員の退職管理の状況

退職者はありません。

9 職員の研修の状況

研修機関による研修……ステップアップ研修、メンタルヘルス研修、交通安全研修、三重地方財政アカデミー研修等
広域連合による研修……能力向上研修

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

- ① 公務災害の発生状況……公務災害は1件発生しました。（平成29年10月16日）
- ② 健康診断の実施状況……健康診断を実施しました。
- ③ 公平委員会事務の報告状況……不利益処分に関する審査請求等はありません。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（平成30年4月1日現在）

地方公務員法第58条の3の規程に基づき、平成30年4月1日現在の鳥羽志勢広域連合における等級及び職制上の段階ごとの行政職の連合職員数を公表します。

行政職給料表（一）

職務の級	基準となる職務	合 計		内 訳		職制上の段階		
		人	%	職 名	人	人	%	段 階
1 級	定型的な業務を行う職務 （一般職員）	0	0.0	係	0	6	100.0	係 員
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務 （一般職員）	3	50.0	係	3			
3 級	相当困難な業務を行う主査等の職務 （主査、一般職員）	3	50.0	係	3			
4 級	困難な業務を行う係長・主査の職務 （係長、主査）	0	0.0	主 査	0	0	0.0	係 長 級
5 級	特に困難な業務を行う課長補佐・係長の職務 （課長補佐、係長）	0	0.0	主 査	0			
6 級	課長・局長の職務 （課長、局長）	0	0.0	係 長	0	0	0.0	課 長 級
				課長補佐	0			
合 計		6	100.0	課 長	0	0	0.0	
				局 長	0			

情報公開の実施状況

平成29年度の実施機関別の公文書公開請求件数と処理状況をお知らせします。

実施機関	請求件数	公開に関する決定の状況					不服申立て
		公 開	部分公開	非公開	不存在	取り下げ	
広 域 連 合 長	3	2	1	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0
選 挙 管 理 委 員	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0	0
合 計	3	2	1	0	0	0	0



介護保険について

鳥羽市・志摩市で要介護認定を受けている方は **5,320 人**
(昨年同月より53人増)

要介護度別 認定者数 (実人数)【平成 30 年 9 月 30 日現在】

(単位：人)

市別	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
鳥羽市	135 (112)	153 (168)	355 (348)	271 (264)	190 (198)	203 (204)	154 (168)	1,461 (1,462)
志摩市	288 (267)	448 (383)	871 (844)	761 (785)	594 (577)	530 (559)	367 (390)	3,859 (3,805)
合計	423 (379)	601 (551)	1,226 (1,192)	1,032 (1,049)	784 (775)	733 (763)	521 (558)	5,320 (5,267)

※下段 () 内は 1 年前の認定者数

※要介護度は、要支援 1 が軽度で、要介護 5 に近づくほど重度になります。

※今後も高齢化に伴い、認定者が増加すると予測されています。

管内の人口【平成 30 年 9 月 30 日現在】 (単位：人)

市別	65 歳以上人口	高齢化率
鳥羽市	6,918	36.49%
志摩市	19,348	38.35%
合計	26,266	37.84%

介護保険法の改正により、平成 30 年 4 月から更新申請の有効期間が最長 3 年となり、以前より 1 年間延長されました。

現在、申請から認定まで 30 日程度かかりますので、早めの申請をお願いします。

なお更新の申請は有効期限の 60 日前からできます。

要介護状態区分等	要支援 2	
認定年月日 (事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 30 年 8 月 31 日	
認定の有効期間	平成 30 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日	
区分支給限度基準額 居宅サービス等 1 月当たり	10473 単位	
介護保険被保険者証記載	サービスの種類	種別支給限度基準額
認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		

介護保険被保険者証の記載例

新規・更新・区分変更の申請



有効期間内に、心身の状態が変化（改善・悪化）した場合は、担当のケアマネージャー等に相談し、区分変更申請の手続きを行うことによって、心身の状態に適した介護サービスを受けることができます。

区分変更後の新しい要介護度は、申請日にさかのぼって適用され、有効期間は最長で 1 年となります。


お問い合わせ先

鳥羽志勢広域連合	介護保険課	TEL 0599-56-1050
鳥羽市健康福祉課	介護保険係	TEL 0599-25-1186
志摩市健康福祉部	介護・総合相談支援課	TEL 0599-44-0284

鳥羽志勢クリーンセンター からのお願い


鳥羽志勢クリーンセンターでは、鳥羽市、志摩市、南伊勢町から搬入されるし尿等の処理を行っています。しかし、各家庭などから収集され、当センターに搬入されるし尿等に油、紙おむつ、プラスチックなどの不純物が混入していると、適正な処理に支障をきたす恐れがあります。本施設の機能を十分に発揮し、今後も適正な処理を行っていくため、下記の点にご注意いただきますよう、みなさまのご理解とご協力をお願い致します。

トイレ




- トイレには備え付けの紙以外のものを流さないでください。（紙おむつ、下着、ビニール、たばこの吸殻など）

台所



- 使用済みの天ぷら油は直接流さず、新聞紙や布にしみこませて処理しましょう。



- 台所からでる調理くずや、残飯などの生ゴミは、三角コーナーに目の細かい水切りネットをかぶせて、別に処理しましょう。

鳥羽志勢クリーンセンター運転状況

鳥羽志勢クリーンセンターの水質検査結果については下表のとおりです。

今後とも、皆さまに安心していただける施設を目指し、運転状況について随時報告します。



放流水水質検査結果

項目	基準値	検査結果			
		平成29年	平成30年		
		12月	2月	6月	8月
BOD (生物化学的酸素要求量)	5 mg / ℓ 以下	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満
COD (化学的酸素要求量)	3 mg / ℓ 以下	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満
SS (浮遊物質量)	3 mg / ℓ 以下	1.0mg / ℓ 未満	1.0mg / ℓ 未満	1.0mg / ℓ 未満	1.0mg / ℓ 未満
アンモニア性窒素	1 mg / ℓ 以下	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満	0.5mg / ℓ 未満

やまだエコセンター からのお知らせ

やまだエコセンターで処理ができないごみについて

ねが
お願い

やまだエコセンターに搬入されるごみの中に処理ができないごみが混入していることがあります。下記のものが入って搬入された場合、作業員のケガや機械の故障など重大な事故につながりますので、適正なごみの分別にご協力をお願いします。

パソコン、ノートパソコン



● 鳥羽市の方 ●

小型家電のかごに入れてください

● 志摩市の方 ●

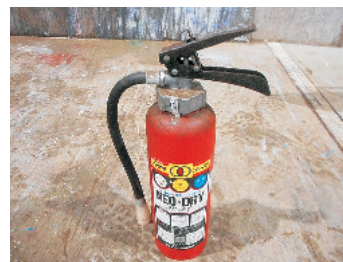
パソコンのメーカー等に
回収申込みをしてください

テレビ(ブラウン管、液晶式、プラズマ式)



- 販売店に処理を依頼する
- 家電リサイクル券を購入し
指定引取場所へ持ち込む
『家電リサイクル券センター』
(☎0120-319-640)
- 一般廃棄物収集業者へ依頼する

消火器



- 販売店に処理を依頼する
- 消火器リサイクル
推進センター
(☎03-5829-6773)
へ依頼する

その他、やまだエコセンターに搬入できないものの一例

- 建築廃材、農業用・漁業用廃材及び機器類、園芸用土、コンクリート、産業廃棄物に該当するもの
- 家電リサイクル製品（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）
- 在宅医療廃棄物（注射針、点滴袋など）
- タイヤ、自動車部品 など

◆ 詳しくは「家庭ごみの分け方・出し方分別辞典」（鳥羽市）または、「資源とごみの分け方・出し方」（志摩市）のパンフレットをご確認ください。

お問い合わせは

やまだエコセンターへの直接持込等に関すること



鳥羽志勢広域連合 環境課
(やまだエコセンター)
☎ 0599-56-0530

集積所・収集日等に関すること
ガラス・陶器類の処理に関すること

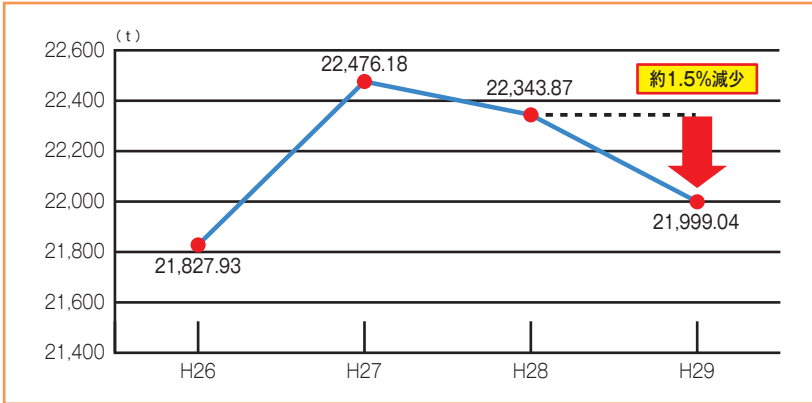


鳥羽市役所 環境課
☎ 0599-25-1149

志摩市役所 ごみ対策課
(エコフレンドリーはまじま内)
☎ 0599-53-1410

平成29年度のごみ搬入量を報告します

可燃ごみについて



左の図はやまだエコセンターに搬入された可燃ごみの推移です。

平成29年度は21,999.04 tの搬入があり、平成28年度と比べて334.83 t(約1.5%)減少しました。

各市別の搬入量を見ると、鳥羽市、志摩市共に減少しており、平成29年度の搬入割合は鳥羽市34%、志摩市66%となっています。

引き続きごみの減量化にご協力をお願いします。

可燃ごみ搬入量の推移

【各市別搬入量】

	H26	H27	H28	H29
鳥羽市	7,632.89	7,638.19	7,605.87	7,396.90
志摩市	14,195.04	14,837.99	14,738.00	14,602.14
合計	21,827.93	22,476.18	22,343.87	21,999.04



再資源化について

資源ごみ搬入量

平成29年度は資源ごみとして **3,636.76t** の搬入があり、再利用できる資源化物として **2,386.52t** を搬出しました

やまだエコセンターでは不燃ごみ、びん、缶、紙類、プラスチック製容器包装、ペットボトルなどを回収してリサイクルを行っています。平成29年度の搬入量の内訳は以下のとおりです。

【資源ごみ搬入量の内訳】

不燃ごみ 456.03t	びん 398.08t	プラスチック製容器包装 407.26t	雑紙 133.37t
廃蛍光管・乾電池 32.82t	缶 111.88t	ペットボトル 122.98t	紙類 909.49t
	トレイ類 13.19t	混載ごみ 1,051.66t	

平成29年度 資源化物売却額は **34,561,795円** でした



発電量

平成29年度の発電量は **7,148,086kWh** でした

やまだエコセンターではごみを処理した時に出る熱を利用して蒸気を発生させ、その蒸気でタービンを回して発電を行っています。施設内で使用している電力は全て発電で賄っており、余った電力は電力会社へ売却しています。今後もより多くの売電量を確保できるように発電量の維持や節電等を行ってまいります。

平成29年度 売電収入額は **17,316,902円** でした



鳥羽志勢広域連合議会

第2回 臨時会

平成29年11月17日に鳥羽志勢広域連合第2回議会臨時会が、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて開催されました。

審議された議案は次のとおりです。

●鳥羽志勢広域連合議会議長選挙議長
山下 弘氏（志摩市）

●鳥羽志勢広域連合議会副議長選挙副議長
坂倉 広子氏（鳥羽市）

●同意された議案

●鳥羽志勢広域連合副広域連合長の選任につき同意を求めることについて
小山 巧氏（南伊勢町長）

●鳥羽志勢広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
田中喜一郎氏（南伊勢町）

●鳥羽志勢広域連合議会運営委員会委員の選任について
井上 幹夫氏（志摩市）

●鳥羽志勢広域連合議会特別委員会委員の選任について
井上 幹夫氏（志摩市）

●ごみ処理施設調査研究特別委員会委員の選任について
前田 俊基氏（志摩市）

●ごみ処理施設調査研究特別委員会委員の選任について
中村 孝司氏（志摩市）
大村 秀和氏（志摩市）

第2回 定例会

平成29年11月21日に鳥羽志勢広域連合第2回議会定例会が、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて開催されました。

審議された議案は次のとおりです。

●報告された議案

●専決処分^{（1）}の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
可決された議案

●平成29年度鳥羽志勢広域連合一般会計補正予算（第1号）
認定された議案

●平成28年度鳥羽志勢広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
可決された議案

第1回 定例会

平成30年2月9日に鳥羽志勢広域連合第1回議会定例会が、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて開催されました。

審議された議案は次のとおりです。

●可決された議案

●鳥羽志勢広域連合監査委員条例の一部改正について
平成29年度鳥羽志勢広域連合一

第1回 臨時会

平成30年5月21日に鳥羽志勢広域連合第1回議会臨時会が、鳥羽志勢クリーンセンターにおいて開催されました。

審議された議案は次のとおりです。

●同意された議案

●鳥羽志勢広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
田中喜一郎氏（南伊勢町）

●鳥羽志勢広域連合議会運営委員会委員の選任について
倉田 育氏（南伊勢町）

●可決された議案

●鳥羽志勢広域連合個人情報保護条例の制定について
鳥羽志勢広域連合情報公開条例の一部改正について

※南伊勢町からの議会議員決まる

平成30年5月8日の南伊勢町第2回臨時会で鳥羽志勢広域連合議員の選挙が行われ、倉田育議員、田中喜一郎議員が再選されました。

今号の表紙（渡りをする蝶、アサギマダラ）

アサギマダラは翅の模様が鮮やかな大型の蝶で、長距離を移動します。秋には日本列島を横断し、沖縄や台湾といった南西諸島へ渡りを行う個体が多く発見され、鳥羽市の離島・神島にも毎年飛来が確認されています。

昨年6月、鳥羽東中学校の生徒たちでつくるボランティア団体「虹の会」のみなさんが、アサギマダラの飛来を願って校庭の花壇に好物であるフジバカマを植栽しました。

生徒たちによってフジバカマの手入れが続けられ、同年10月には相次いでアサギマダラの飛来が確認されました。

構成市町の世帯数と人口

市町名	世帯数	人口(人)
鳥羽市	8,468	18,960
志摩市	22,858	50,450
南伊勢町	6,018	12,872
合計	37,344	82,282

（平成30年9月30日現在）

編集・発行／鳥羽志勢広域連合

資源保護のために再生紙を使用しています。